

平成 28 年度三重県食の安全・安心確保行動計画 概要

1 平成 28 年度行動計画の趣旨、計画期間、施策の体系

食の安全・安心確保の施策は、食品衛生法や食品表示法などの法律、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」）、4つの基本的方向と実施すべき 22 の施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」）に基づいて実施しています。

それに沿って食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として「三重県食の安全・安心確保行動計画」（以下「行動計画」）を策定しています。

2 食の安全・安心確保施策の推進体制

施策を総合的に推進する庁内推進体制として、条例第 11 条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」（以下「推進会議」）と、その下に、推進会議の所掌事務を協議調整するために設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議幹事会」があります。

また、条例第 28 条に基づき、知事の附属機関として「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を設置し、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議していただくこととしています。

食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、三重県危機管理計画に基づき、食の安全・安心危機対策本部会議等を設置して対応する体制になっています。

3 平成 28 年度に実施する具体的な取組

基本的方向ごとの主な現状と課題、平成 28 年度の具体的な取組については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導體制の充実

【課題と現状】

○ ポスト伊勢志摩サミット等の取組により、多くの来県者や県産食材の提供機会の増加が見込まれます。三重の食への信頼感を高め、三重の食を自信を持って発信していくためには、食の安全・安心の確保は重要です。

生産段階や加工・調理・販売段階での監視指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開、提供を行い、監視指導體制と取組内容を充実させることが必要です。

【具体的取組】

- 農薬、肥料、飼料、動物および水産用医薬品の製造事業者や販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行います。
- 食中毒発生のリスクや食品の製造量等を評価して施設の監視頻度を定め、食中毒菌等による健康被害の防止を重点事項として監視指導を行います。
- 伊勢志摩サミットの開催後も引き続き三重県へ多くの観光客が訪れることが見込まれるため、観光地の飲食店（大規模旅館、レジャー施設等）を中心に監視指導の強化を図ります。
- 食品関連事業者団体と連携し、食品関係施設の衛生管理等について自主点検の取組を

促進します。

- 食品表示法や食糧法、米トレーサビリティ法に基づく県内米穀取扱事業者に対する監視指導、「農産物検査法」に基づく登録検査機関に対する農産物の品種、量目等の適正な格付けの実施が行われているかの監視指導を行うとともに、DNA検査等の科学的検査により、監視指導を補完します。
- 消費者へ安全な食品を提供するため、計画的な食品の収去検査を実施し、「食品衛生法」の規格基準等に不適合だった場合、食品関連事業者に対する指導、改善の確認を行います。
- 食肉検査、県産牛肉の放射性物質検査、貝毒検査を実施します。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【課題と現状】

三重県の食の安全・安心を確かなものにしていくには、伊勢志摩サミットの開催で高まった食品関連事業者等の自主衛生管理に取り組む機運を継続させ、その取組を根付いたものにしていくことが重要です。そのため、県民、食品関連事業者、食品関連事業者団体への情報提供の充実や、県民に安心・安全を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対し支援していくことが必要です。

【具体的取組】

- カキによる健康被害発生を防ぐための「みえのカキ安心システム」を取り入れている食品関連事業者の品質管理手法等を「みえのカキ安心情報！」として発信します。
- 食品衛生、食品表示の情報や関連法令について、ホームページ、リーフレットを使用したり関係団体を通じて情報提供します。
- 10月の「三重県食の安全・安心確保推進月間」に、食品関連事業者を対象に、コンプライアンス研修会を開催します。
- 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づくGAP(生産工程管理)の導入支援および適正で効果的な肥料や農薬の利用による「環境に配慮した持続可能な生産」の普及拡大を行います。
- 安心して食べられる米を供給するため、県内関連団体の米づくりの取組を支援します。
- 野生獣肉、きのこの品質確保のため、品質・衛生管理マニュアル等に基づく適正な管理等を推進します。
- 食品製造施設等の衛生管理を向上させるため、「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進し、自主衛生管理に取り組む食品関連事業者の増加につなげます。
- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」で認定されている農林産物が、堆肥などを使った土づくりや、化学肥料等を減らして作られた、環境に配慮した物であること、また、それらを原材料にした加工食品であることを、県民の皆さんに広く告知するとともに、認定品目数、認定事業者数の拡大を進めます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【課題と現状】

- 食の安全・安心が確保された社会を継続していくためには、県民が食生活に関心を持つとともに、食に対して正しい知識を持ち、判断と選択を行えることが重要です。伊勢志摩サミットの開催を機に、県民の三重県の食への関心はこれまでにない高まりを見せています。

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに、学習機会を提供していくことが必要です。

【具体的取組】

- ホームページにおいて食品の自主回収の情報を提供することにより、自主回収の促進および健康への悪影響を未然に防止します。
- 県政だより、情報誌、パンフレット等で食の安全・安心に関する情報の提供を行うとともに、出前トーク等を実施します。
- 健全な食生活や、食の選択に関心が薄いと言われる若い世代に食の安全・安心に関する意識を高めてもらうため、高等教育機関等と連携した取組を行います。
- 子どもたちが食の安全・安心について考える力や、正しく食を選択する力を身に付けられるよう、学校での食育を推進するための体制整備を行います。
- 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活に取り組めるよう、減塩、野菜摂取をはじめとした食事バランスについて普及啓発します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

【課題と現状】

- 伊勢志摩サミットの開催を成功に導くため、県民が一体となって、おもてなしの心で来県者の皆さんを迎えました。この経験を生かして、県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校などの多様な主体が相互理解を深め、連携等により、食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めることが必要です。

【具体的取組】

- 食品の衛生的な取扱いや専門知識の向上のため、ふぐ取扱者やと畜従事者等に対して講習会を開始します。また、食品関連事業者団体と連携し、食品衛生責任者の養成や、食品衛生指導員の知識向上のための講習会を開催します。
- 農薬に関する法令、販売、使用について知識を持つ「三重県農薬管理指導士」を育成します。
- 食の安全・安心の確保について、消費者、事業者、行政が正しい知識を持ち、相互理解を深められるよう意見交換を行う場として消費者懇談会等のリスクコミュニケーションを行います。
- 県のe-モニター制度や出前トーク等の機会を利用し、県民意識の把握と行政への取組への理解促進を図ります。

- 食の安全・安心に関する取組が地域に根ざした活動になるよう、「第3次三重県食育推進計画」との整合を図りつつ、関係団体、学校、市町など多様な主体と連携等を深め、施策を推進します。